

1. 規約改正について

■道路法28条の2に基づく会議とする。

(協議会)

第28条の2 交通上密接な関連を有する道路(以下この項において「密接関連道路」という。)の管理を行う二以上の道路管理者は、密接関連道路の管理を効果的に行うために必要な協議を行うための協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会は、必要があると認めるときは、次に掲げる者をその構成員として加えることができる。

一 関係地方公共団体

二 道路の構造の保全又は安全かつ円滑な交通の確保に資する措置を講ずることができる者

三 その他協議会が必要と認める者

3 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

岐阜県道路メンテナンス会議 規約（案）

（名 称）

第1条 本会は、「岐阜県道路メンテナンス会議」（以下、「会議」という。）と称する。

（目 的）

第2条 会議は、**道路法第28条の2の規定に基づき設置するもので**、各道路管理者等が相互に連絡調整を行うことにより、円滑な道路管理の促進を図ることを目的とする。

（協議事項）

第3条 会議は、第2条の目的を達成するため、次の事項について協議する。

- （1）道路インフラの維持管理等に係る意見調整・情報共有に関すること。
- （2）道路インフラの点検、修繕計画等の把握・調整・発注支援に関すること。
- （3）道路インフラのメンテナンス技術者の育成等に関すること。
- （4）道路インフラの損傷事例や技術基準等の共有に関すること。
- （5）その他、道路の管理に関連し会長が妥当と認めた事項。

（組 織）

第4条 会議は、第2条の目的を達成するため、岐阜県内における高速自動車国道、一般国道、県道、市町村道の各道路管理者及び会議が必要と認めるもので組織する。

- 2 会議には、会長及び副会長を置くものとし、会長は国土交通省中部地方整備局岐阜国道事務所長、副会長は岐阜県県土整備部道路維持課長及び中日本高速道路会社名古屋支社羽島保全・サービスセンター所長とする。
- 3 会長に事故等があるときは、副会長がその職務を代行する。
- 4 会議の構成は「別表－1」のとおりとする。ただし、必要に応じ会長が指名するもの出席を求めることができる。
- 5 会長は、個別課題等についての検討・調整を行うための「専門部会」を設置することができるものとする。
- 6 会議には、高速自動車国道、一般国道、県道、市町村道の各道路管理者等からなる幹事会を置くものとし、構成は「別表－2」のとおりとする。
- 7 会議に、道路インフラ等の不具合発生時等における技術的な助言・専門的な研究機関等への技術相談の窓口として、「長寿命化推進室」を設置するものとし、国土交通省中部地方整備局岐阜国道事務所の管理第二課に置く。

（幹事会）

第5条 幹事会は、会長の招集により開催するものとし、次の事項について調整する。

- （1）会議の運営全般についての補助、会員相互の連絡調整
- （2）会議における協議議題の調整
- （3）規約の策定・改正・廃止等に係る調整
- （4）その他、会議の運営に際し必要となる事項の調整

(事務局)

第6条 会議の運営に係わる事務を行わせるため、事務局を置く。

2 事務局は、国土交通省中部地方整備局岐阜国道事務所管理第二課及び岐阜県県土整備部道路維持課並びに中日本高速道路株式会社名古屋支社羽島保全・サービスセンター総務企画担当課が担うものとする。

(規約の改正)

第7条 本規約の改正等は、本会議の審議・承認を得て行うことができる。

(その他)

第8条 本規約に定めるもののほか、必要な事項はその都度協議して定めるものとする。

(附則)

本規約は、平成26年4月25日から施行する。

本規約は、平成27年12月24日から改正する。

岐阜県道路メンテナンス会議 名簿（案）

	所 属	役 職
会 長	国土交通省中部地方整備局	岐阜国道事務所長
	〃	多治見砂防国道事務所長
	〃	高山国道事務所長
	〃	中部技術事務所長
	〃	道路部 道路保全企画官
	〃	道路部 地域道路課長
副会長	岐阜県県土整備部	道路維持課長
副会長	中日本高速道路株式会社名古屋支社	羽島保全・サービスセンター所長
	〃	岐阜保全・サービスセンター所長
	〃	多治見保全・サービスセンター所長
	〃	高山保全・サービスセンター所長
	〃	飯田保全・サービスセンター所長
	〃	彦根保全・サービスセンター所長
	〃	保全・サービス事業部 企画統括チームリーダー
	岐阜市	基盤整備部長
	大垣市	建設部長
	高山市	基盤整備部長
	多治見市	建設部長
	関市	建設部長
	中津川市	基盤整備部長
	美濃市	建設部長
	瑞浪市	建設部長
	羽島市	建設部長
	恵那市	建設部長

	所 属	役 職
	美濃加茂市	建設水道部長
	土岐市	建設部長
	各務原市	都市建設部長
	可児市	建設部長
	山県市	建設課長
	瑞穂市	都市整備部長
	飛騨市	基盤整備部長
	本巣市	産業建設部長
	郡上市	建設部長
	下呂市	建設部長
	海津市	建設水道部長
	岐南町	建設部長
	笠松町	建設水道部長
	養老町	産業建設部長
	垂井町	建設課長
	関ヶ原町	産業建設課長
	神戸町	建設部長
	輪之内町	建設課長
	安八町	建設調整監
	揖斐川町	産業建設部長
	大野町	産業建設部長
	池田町	建設課長
	北方町	技術調整監
	坂祝町	産業建設課長
	富加町	建設課長

	所 属	役 職
	川辺町	基盤整備課長
	七宗町	土木建設課長
	八百津町	建設課長
	白川町	建設環境課長
	東白川村	建設環境課長
	御嵩町	建設部長
	白川村	基盤整備課長
	公益財団法人岐阜県建設研究センター	常務理事
事務局	国土交通省中部地方整備局 岐阜国道事務所 管理第二課	
	岐阜県 県土整備部 道路維持課	
	中日本高速道路株式会社名古屋支社 羽島保全・サービスセンター総務企画担当課	

岐阜県道路メンテナンス会議 幹事会 名簿（案）

	所 属	役 職
幹事長	国土交通省中部地方整備局	岐阜国道事務所 総括保全対策官
	〃	多治見砂防国道事務所 副所長
	〃	高山国道事務所 副所長
	〃	中部技術事務所 副所長
	〃	道路部 道路構造保全官
	〃	道路部 地域道路課長補佐
副幹事長	岐阜県県土整備部	道路維持課道路管理企画監
副幹事長	中日本高速道路株式会社名古屋支社	羽島保全・サービスセンター総務企画担当課長
	〃	岐阜保全・サービスセンター総務企画担当課長
	〃	多治見保全・サービスセンター総務企画担当課長
	〃	高山保全・サービスセンター総務企画担当課長
	〃	飯田保全・サービスセンター総務企画担当課長
	〃	彦根保全・サービスセンター総務企画担当課長
	〃	保全・サービス事業部 企画統括チームサブリーダー
	岐阜市	道路建設課長・道路維持課長
	大垣市	道路課長
	高山市	建設課長
	多治見市	道路河川課長
	関市	土木課長
	中津川市	建設課長
	美濃市	土木課長
	瑞浪市	土木課長
	羽島市	土木監理課長
	恵那市	管理課長

	所 属	役 職
	美濃加茂市	土木課長
	土岐市	土木課長
	各務原市	管理課長
	可児市	土木課長
	山県市	建設課長
	瑞穂市	都市管理課長
	飛騨市	建設課長
	本巣市	産業建設部技監
	郡上市	建設総務課長
	下呂市	土木課長
	海津市	建設課長
	岐南町	建設課長
	笠松町	建設課長
	養老町	建設課長
	垂井町	建設課長
	関ヶ原町	産業建設課長
	神戸町	産業建設課長
	輪之内町	建設課長
	安八町	建設課長
	揖斐川町	建設課長
	大野町	建設課長
	池田町	建設課長
	北方町	技術調整監
	坂祝町	産業建設課長
	富加町	建設課長

	所 属	役 職
	川辺町	基盤整備課長
	七宗町	土木建設課長
	八百津町	建設課長
	白川町	建設環境課長
	東白川村	建設環境課長
	御嵩町	建設課長
	白川村	基盤整備課長
	公益財団法人岐阜県建設研究センター	技術部長
事務局 国土交通省中部地方整備局 岐阜国道事務所 管理第二課		
岐阜県 県土整備部 道路維持課		
中日本高速道路株式会社名古屋支社 羽島保全・サービスセンター総務企画担当課		